

設 立 趣 旨 書

平成 20 年 1 月 26 日

特定非営利活動法人言語発達障害研究会

設立代表者 住所 東京都品川区旗の台 6 丁目 1 7 番 3 号

氏名 倉 井 成 子

1 設立の趣旨

言語・コミュニケーションに障害を持つ言語発達障害児者は全国に多数います。その障害は、知的障害・自閉症・脳性麻痺・特異的言語発達障害・重複障害など多岐にわたります。近年では『言語発達遅滞・言語発達障害』概念が拡大し、知的障害のない言語・コミュニケーション発達に問題のある子どもたち、すなわち高機能自閉症・アスペルガー症候群、注意欠陥多動症候群 ADHD、学習障害 LD／読み書き障害などに広がっています。そのような言語発達障害児者は言語・コミュニケーションへの支援を必要としています。

言語・コミュニケーションへの支援を行う専門家は言語聴覚士を中心として、指導員や保育士などの児童福祉施設職員・特別支援教育に携わる教諭、など様々な職場と職種にわたっています。支援を行う専門家は、言語・コミュニケーション支援の方法などにとまどいを感じている場合が少なくありません。そのような専門家に、言語発達障害児者への言語・コミュニケーション支援の方法・プログラムを啓発し普及させていく必要があります。

そのために私たちは、言語・コミュニケーション支援の具体的な検査方法や療育・教育プログラムを開発し、定例研究会や講習会などの開催を通じて、言語発達障害に関わる専門家に対し、実際に現場で役立つ情報提供と支援を行います。これにより、言語発達障害児者に対する言語・コミュニケーション支援の質を高めます。

上記の視点から私たちは、次のような活動を行います

- 1) 定例研究会と学術セミナーを開催します。
- 2) 講習会を開催します。
- 3) 教材・教具、検査等の研究、開発を行います。
- 4) 論文集、著作等の編集事業を行います。

私たちはこれらの事業を全国的に責任を持って実施するために、特定非営利活動法人の

設立認証申請をするにいたりました。

私たちは、「特定非営利活動法人言語発達障害研究会」として、この事業に関心のある個人や団体と連携し、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献する事業を推進していきます。

2 申請に至るまでの経緯

言語発達障害研究会は、言語発達遅滞児（知的障害や自閉症、肢体不自由・難聴などとの重複障害を含む）の評価や訓練内容を向上するため、昭和 59 年に発足しました。

下記の定例研究会・講習会等を定期的で開催し、言語・コミュニケーション療育・指導の普及を行ってきました。

昭和 59 年 12 月 第 1 回定例研究会を開催した。それ以来 59 回開催しました。

昭和 62 年 6 月 第 1 回検査講習会、平成 3 年 12 月第 1 回訓練法講習会-1、平成 5 年 11 月第 1 回訓練法講習会-2、それ以来各種講習会を 31 回開催しました。

平成 4 年 7 月 第 1 回学術セミナー、それ以来学術セミナーを 6 回開催しました。

さらに、昭和 59 年の発足以来、各種検査法や、療育・訓練プログラム、言語・コミュニケーション教具や著作の開発を行ってきました。

平成 19 年 2 月 24 日 言語発達障害児者に対する言語・コミュニケーション支援を行う人々の支援の質の向上を図るために特定非営利活動法人の設立に向け、準備会を発足させました。

平成 20 年 1 月 26 日 設立総会を開催しました。